

令和 8年 7月 21日

美郷町議会議長 原 克 美 様

美郷町議会議員 藤 原 芳 樹



政 務 活 動 研 究 報 告 に つ い て

美郷町議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条の規定に基づき、別紙のとおり関係書類を添えて報告いたします。

記

【 提出書類等 】

1. 政務活動研究報告書（様式第7号その2） 1部
2. 領収書等証票類 1式
3. 視察等復命書（視察・研修会・会議等に政務活動費を要した場合）
1式

令和 8年 7月 21日

政務活動研究報告書

美郷町議会議員 藤 原 芳 樹



支出内訳

単位：円

科 目	金 額	備 考
調 査 旅 費 及び研修費	14,640	研修会参加旅費 4,640 円 セミナー受講料 10,000 円
資 料 作 成 及び購入費		
広 報 費		
事 務 費		
要請・陳情 活 動 費		
そ の 他 の 経 費		
そ の 他 の 経 費		
そ の 他 の 経 費		
そ の 他 の 経 費		

【調査旅費及び研修費】

1. 研修会参加旅費 4, 6 4 0 円
① 私有車借り上げ料 4, 6 4 0 円
4 0 円×5 8 km×2 (往復) = 4, 6 4 0 円
自宅 ~ 出雲市民会館間 5 8 km
単価 4 0 円/km (旅費規程準用)
2. セミナー受講料 (自治体議会研究所) 1 0, 0 0 0 円

合計 (1 + 2) 1 4, 6 4 0 円

領 収 書

藤原 芳樹 様

金 10,000 円

上記正に領収しました。ただし、自治体議会特別セミナー
受講料として。

令和8年7月8日

自治体議会研究所 (三重県津市白山町二本木 545)

代表 高 沖 秀 宣



報 告 書

氏 名	藤 原 芳 樹 
行 先	出雲市塩冶有原町2丁目15 出雲市民会館 304学習室
用 件	自治体議会特別セミナーin 出雲 「議員の資質向上と議会運営の基本」
期 間	令和 8年 7月 8日 13:30~16:00 (2時間30分)
主 催 者	自治体議会研究所 三重県津市白山町二本木545

このことについて、別紙資料を添付のうえ復命します。

セミナー受講理由

①調査力や質問力などの議員力の向上の必要性を感じていたため

②より活発な美郷町議会とするために必要なことを学ぶため

内 容

1)「二代表制」における議会活動・議会運営の基本

市長：執行機関

議会：議決機関と言われるが、議事機関（審議・熟議）

⇒ 日本国憲法・地方自治法にも明確に規定

職務 重要な意思決定に関する事件の議決+検査及び調査の権限行使

議員は住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない

職務を規定しているもの = 議会基本条例（美郷町にもあり）

行動のルールを規定するもの = 政治倫理条例（美郷町はなし）

議会 = 住民の代表機関 ⇔ 民意の反映が求められる（要民意の把握）

①議決機関としての機能 …… 条例・予算等の決定機能

②監視機関としての機能 …… 行政全般の監視が求められる

③政策形成の機能 …… 議案提出・修正動議・調査等を通じ政策形成も

現状 定例会（会期）は年４回、それ以外の期間は休会
⇒休会中は長からの議会開会要請なければ、本会議を議会から開会できない
⇒いつでも議会側から本会議が開催できるよう、通年議会の導入も
（近隣では浜田市議会が採用）
議会は首長を支援する・指示する役割を住民は期待しているか？ ⇒NO
２）議員力・議会力の強化
議会力：監視機能を十分果たすとともに、政策立案及び政策提言を議員間で
共有し、市民のための良い政策にする力、その政策実現に向けた
総合的な活動をいう
議員力：地域の課題を把握し、その解決を目指して調査し、政策を構想する
能力並びにその活動をいう 加須市議会基本条例より
⇒ 議員間でいかに共有できるかが課題
「議会改革」とは
「議会力の強化」と「二元代表制」の実践ができているか
３）通年制議会
議員同士の議論を重視する点にその神髄はある
（メリット）
①いつでも議会を開くことができる ⇒ 慎重審議・専門的な調査
②委員会の開催 ⇒ 調査活動研究や議員間の討議の活発化が期待
③開会中であり、監視機能や政策立案機能の強化
④首長や議員が必要に応じて、議案提出が可能
⑤首長の専決処分を必要最小限にすることが可能

4) 政策提案の原点

議員は予算修正、議会としての政策提言が可能

⇒ 一般質問からでた内容も議員個々の提案ではなく、議会で審議し

議会としての政策提言として結びつけるべき

執行機関が嫌がることをしっかり質問していかないと、表に出したくないことは、執行機関からは出てこない。

政策立案は特定の課題を解決すべきために行われる

⇒ 常任委員会の所管事務調査によって明らかになることが多い

5) 政務活動費の活用

政務活動費 = 議員の調査研究その他活動に資する経費を助成

調査研究 ⇒ 市民に成果を返す

返還せずに、全額適正に使用する

⇒ 主に政策調査研究費で使用し、政策立案・提言に活用すべき

6) ポストコロナの議会運営

① 多様性のある議会 ⇒ 女性が立候補しやすい環境整備

② オンラインによる議会開催の検討 ⇒ 災害・育児・介護等

③ 政治倫理条例・ハラスメント防止条例の制定

新人からベテランまで

自治体議会特別セミナー in 出雲

議員の資質向上と議会運営の基本

本セミナーは、地域を活性化させるために、二元代表制の下、日々尽力されている自治体議会議員と市民・議会事務局職員のための「学びの場」です。

特に新人議員等やる気のある議員が議会活動・議員活動を行う上で、特に重要な「議員の高松資質向上」と「議会運営の基本」について講義します。どうぞ出雲地域の自治体の新人議員等議会関係者の参加をお待ちしております。

(プログラム)

- 1 「二元代表制」における議会活動
- 2 議会運営の基本と通年制議会
- 3 一般質問と政務活動費の政策的活用
- 4 議員力・議会力の強化と政策提言・政策提案

日時 15

2026(令和8)年

7月8日(水)

13:30~16:00 (2時間半)

※受付開始は13:00~

会場

出雲市民会館 304 学習室

出雲市塩冶有原町2丁目15 tel 0853-24-1212

受講料

10,000円(議員)、7,000円(市民・職員)(当日払)

※テキスト代2,500円含む。

講師

自治体議会研究所 代表 高沖秀宣

(議会事務局研究会共同代表、元三重県議会事務局次長)

1953年三重県生れ、京都大学法学部卒。2002年4月から三重県議会事務局で、政策法務監・政務調査課長・企画法務課長・総務課長・次長を歴任。

新著書『ポストコロナ時代の自治体議会改革講義』(改訂版、東京法令出版、2,500円)をテキストに使用

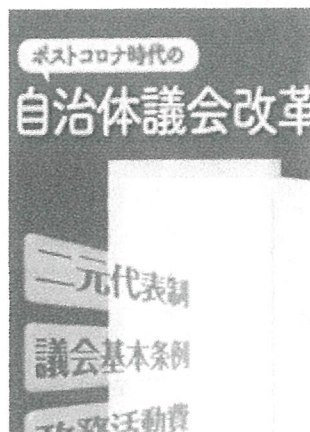
申込方法

下記のmail(又は電話)にて、所属議会名、氏名、連絡先をお知らせください。
(参加申し込み者が少ない場合には、開催しないことがありますので要確認)

申込み・
問合せ先

自治体議会研究所(三重県津市白山町二本木545)(代表:高沖秀宣)

mail: soukon830@yahoo.co.jp、電話:090-4116-4501(9時~19時)



ポストコロナ時代の

自治体議会改革講義

二元代表制

議会基本条例

政務活動費

自治体議会研究所代表
高沖 秀宣 著

東京法令出版